

# 幡多広域観光動向ニーズ調査・分析・戦略策定事業委託業務 プロポーザル審査要領

幡多広域観光動向ニーズ調査・分析・戦略策定事業委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

## 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「幡多広域観光動向ニーズ調査・分析・戦略策定事業委託業務プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定した期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (2) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

## 2 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 事業内容     | (30点) |
| (2) 実施計画・工程表 | (20点) |
| (3) 実施体制     | (20点) |
| (4) 費用対効果    | (20点) |
| (5) これまでの実績  | (10点) |

## 3 審査委員会

企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所  
平成27年10月23日(金)  
時間、場所は、別途お知らせいたします。
- (2) プレゼンテーション  
プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせいたします。  
各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

## 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書により、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。